

第 137 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣日本国会代表団報告書

団 長	参議院議員	そのだ修光
同 行	国際会議課長	松下 和史
会議要員	国際会議課	外川 裕之
同	同	川崎 将寛

第 137 回 I P U 会議は、2017 年 10 月 14 日（土）から 18 日（水）までの 5 日間、サンクトペテルブルク（ロシア連邦）のタヴリーダ宮殿及び議会センターにおいて、158 の国・地域（将来の加盟を見据えオブザーバーとして参加した 3 の非加盟国を含む）、6 の準加盟員（国際議員会議）、38 のオブザーバー（国際機関等）から 1885 名（うち、議員 833 名）が参加して開催された。

9 月 28 日の衆議院解散により、今次会議には衆議院代表団が派遣されなかったため、参議院代表団のみで日本国会代表団（団長・そのだ修光議員）を構成し、同会議に参加した。

以下、本報告書では、まず、北朝鮮の核・ミサイル問題に関する緊急追加議題案の提出及び I P U 議長声明の発出に関する本代表団の活動について述べた後、今次会議の概要を報告する。

1. 北朝鮮の核・ミサイル問題に関する緊急追加議題案の提出及び I P U 議長声明の発出

(1) 会議参加前の準備等

(イ) 会議参加前の北朝鮮情勢

これまで我が国及び国際社会が、北朝鮮に対して国連安保理決議の遵守と核・ミサイル開発の放棄を強く求めてきたにもかかわらず、北朝鮮は、本年だけでも 10 回以上にわたる弾道ミサイル発射実験を行い、8 月 29 日には、発射された弾道ミサイルが我が国上空を通過して太平洋に着水した。さらに 9 月 3 日には、過去の核実験に比べはるかに規模の大きい 6 回目の核実験を強行した。

これに対し、9 月 11 日、国連安全保障理事会は、北朝鮮に対して格段に厳しい制裁を科す国連安保理決議第 2375 号を全会一致で採択した。

しかしながら、その僅か数日後の 9 月 15 日、北朝鮮は再び我が国上空を通過する形で弾道ミサイルを発射した。

(ロ) 本代表団の準備

そのだ議員は、今次会議の本会議一般討議において、一連の北朝鮮の挑発行動は地域及び国際社会全体の平和と安定を著しく損なうものであり、唯一の被爆国として決して容認できるものではないことを強調し、北朝鮮が一刻も早く核・ミサイル開発計画を放棄するとともに、国際法秩序に立ち戻ることを強く求める内容の演説を行う準備を進めていた。

(ハ) 北朝鮮の核・ミサイル問題に関する緊急追加議題案の提出

10月4日、メキシコ代表団から、「北朝鮮が実施した核実験から生じる、平和及び国際安全保障に対する脅威」に関する緊急追加議題案がIPUに提出された。その一方で、ミャンマーのイスラム系少数民族であるロヒンギャが数十万人規模の難民となって隣国のバングラデシュに流入している問題に世界的な注目が集まっていたため、この問題に関する緊急追加議題案が複数の代表団からそれぞれ提出されていた。IPU会議規則では、加盟国から提出された緊急追加議題案は、本会議での投票で最多票を得た1件のみが緊急追加議題として採用されると定められているため、メキシコ代表団提出の緊急追加議題案の採用には困難が予想された。そのような状況の中、本代表団出発前日の12日、メキシコ代表団から本代表団に対して、北朝鮮問題に関する緊急追加議題案を共同提出したい旨連絡があった。そこで、本代表団は、メキシコ代表団と共に緊急追加議題案を提出することを念頭に、まず、独自の緊急追加議題案を提出することとし、12日、IPUに「北朝鮮による核・ミサイル計画の放棄に向けた議会の貢献」に関する緊急追加議題案を提出した。

本代表団の緊急追加議題案は、北朝鮮の核実験を最も強い表現で非難すること、北朝鮮に対して関連するIPU決議、国連安保理決議等を遵守し、全ての核兵器、既存の核計画及び弾道ミサイル計画を、完全な、検証可能な、かつ不可逆な方法により放棄することを強く要請すること、北朝鮮に対して拉致問題を含む国際社会が有する人道上の懸念の速やかな解決に向け、具体的な行動をとることを求めること、各国議会に対して、自国政府が国連安保理決議

第 2375 号を始めとする関連決議を完全に履行するよう働きかけることを要請すること等を内容とするものであった。

(2) 会議初日 (10 月 14 日)

(イ) ASEAN+3 会合及びアジア・太平洋地域グループ会合

14 日午前、そのだ議員は、議長国中国主宰の ASEAN+3 会合及び議長国モンゴル主宰のアジア・太平洋地域グループ会合に出席した。両会合では、緊急追加議題に関する決議の案文調整を行う起草委員会委員の推薦等が協議された。そのだ議員は、本代表団が北朝鮮の核・ミサイル問題に関する緊急追加議題案を提出しており、翌 15 日の本会議で日本案が採用された場合には、起草委員会委員に立候補を希望する旨発言するとともに、日本案に対する支持を訴えた。

両会合では、ロヒンギャ問題に関する緊急追加議題案を提出している国々もあったため、いずれの議題に投票するかは各加盟国の判断に委ねることに決した。また起草委員会委員については、ロヒンギャ問題に関する緊急追加議題案を提出している各代表団との調整が難航したが、最終的に、アジア・太平洋地域グループとして、イラン、バングラデシュ及び日本の 3 代表団を推薦することに決し、本代表団については北朝鮮の核・ミサイル問題に関する緊急追加議題案が採用された場合のみ起草委員会委員として推薦することが確認された。

(ロ) メキシコ代表団との協議

14 日午後、そのだ議員は、メキシコ代表団のラウラ・ロハス・エルナンデス上院議員と、北朝鮮の核・ミサイル問題に関する緊急追加議題案を共同提出するための協議を行った。そのだ議員は、メキシコ代表団提出の緊急追加議題案を基礎として、①北朝鮮の核実験を強く非難すること、②北朝鮮に核実験やミサイル発射の中止だけでなく核・ミサイル計画を完全に放棄するよう要請すること、③国連安保理決議第 2375 号の厳格な履行を各国に求めること及び、④核兵器禁止条約批准と発効を各国議会ではなく各国議員に求めることを修正案として提案した。ロハス議員がこの提案を全て受け入れたため、日本・メキシコ統合案とし

て I P U に「北朝鮮が実施した核実験から生じる、平和及び国際安全保障に対する脅威」に関する緊急追加議題案を提出した。

また、そのだ議員は、ロヒンギャ問題に関する緊急追加議題案が複数の代表団から提出されていることから、仮に日本・メキシコ統合案ではなく、ロヒンギャ問題が緊急追加議題として採用された場合には、北朝鮮の核・ミサイル問題に関する I P U 議長声明について、17日の執行委員会において I P U 議長に要請する旨述べ、メキシコ代表団にも協力を要請した。これに対して、ロハス議員は賛同の意を示し、協力を約束した。

(3) 会議 2 日目 (10 月 15 日)

(イ) 各国代表団への支援要請

15 日午前、本代表団は、メキシコ代表団と分担をして、各国代表団に対して日本・メキシコ統合案への支持要請を行った。そのだ議員は、北朝鮮の核・ミサイル開発は I P U 及び国連安保理決議への明確な違反であること、北朝鮮が 6 回目の核実験を実施し、その規模は広島に投下された原爆の 10 倍に及ぶこと、北朝鮮が開発中の弾道ミサイルは北米地域、欧州地域全体を射程に収めるとも言われていること等を記載した支持要請書簡を作成の上、本会議場内で 100 か国以上の代表団にこれを配付して支持を訴えた。韓国を始め多くの代表団から、本代表団の主張に理解と賛同が示された。

(ロ) 緊急追加議題案の趣旨説明及び投票

15 日午後の本会議で、各代表団が提出した緊急追加議題案についての趣旨説明と投票が行われた。

今次会議には、日本・メキシコ代表団が共同提出した北朝鮮の核・ミサイル問題に関する緊急追加議題案のほかに、モロッコ、インドネシア、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、クウェート、イラン、スーダン及びトルコの 8 か国それぞれからロヒンギャ問題に関する議題案、ミャンマーからロヒンギャが居住するラカイン州の情勢に関する議題案、ジブチからエリトリアとの国境紛争に関する議題案、ベネズエラとチリの 2 か国それぞれからベネズエラの議会情勢に関する議題案、ボリビアから移民に関する議題案、インドからテロに関する議題案が提出された。ロヒンギャ

問題に関する緊急追加議題案は 8 か国統合案として一本化され、最終的には 8 件の緊急追加議題案について各代表による趣旨説明が行われた。

そのだ議員は、日本・メキシコ両代表団を代表して趣旨説明を行った。同議員は、北朝鮮の 6 回目の核実験、我が国上空を通過する形での弾道ミサイル発射等に言及し、北朝鮮が地域と国際社会の平和と安全を著しく損なう挑発行動を繰り返していることを指摘した。続いて、核実験を含むこれらの行為は、唯一の被爆国である我が国として断じて容認できるものではなく、国際社会への正面からの挑戦であり、I P Uとして、国際社会の努力を無視する北朝鮮の暴挙に対する明確な態度を示す必要性を強調し、各国の支持を要請した。

そのだ議員の趣旨説明終了後、北朝鮮代表団は反論権を行使し、核計画は米国の核の脅威や軍事侵攻を止めるための自衛の手段であると主張した。

各代表による趣旨説明終了後、ジブチ、ベネズエラ、チリ、ボリビア及びインドが各案を撤回したため、日本・メキシコ統合案、8 か国統合案及びミャンマー案の 3 案について投票が行われた。その結果、日本・メキシコ統合案は賛成 478 票、反対 208 票、棄権 581 票、8 か国統合案は賛成 1027 票、反対 35 票、棄権 205 票、ミャンマー案は賛成 47 票、反対 627 票、棄権 593 票となった。日本・メキシコ統合案及び 8 か国統合案はいずれも緊急追加議題として採用されるために必要な有効投票数の 3 分の 2 を超える支持を集めたが、I P U会議規則に基づき、最多票を得たロヒンギャ問題に関する 8 か国統合案のみが緊急追加議題として採用された。本代表団は、日本・メキシコ統合案に賛成 10 票を投じ、8 か国統合案及びミャンマー案についてはそれぞれ棄権した。

なお、日本・メキシコ提出の緊急追加議題案に反対した国は、北朝鮮を除けば、ロヒンギャ問題に関する緊急追加議題案を提出した国や同案を支持するイスラム諸国がほとんどであった。これらの国々は、ロヒンギャに関する 8 か国統合案の採用を確実にすることを目的として反対票を投じており、日本・メキシコ統合案の内容そのものに反対したものではなかった。

(ハ) I P U議長声明発出に関する働きかけ

日本・メキシコ統合案は採用されなかったものの、北朝鮮の核・ミサイル問題の重要性・緊急性はロヒンギャ問題に劣るものではないとして、本代表団は、北朝鮮の核・ミサイル問題を非難する I P U 議長声明の発出を I P U に要請した。しかしながら I P U からは、現在準備中の I P U 議長声明案には北朝鮮の核・ミサイル問題等は含まれておらず、仮に追加するとしても、この問題は意見の相違を引き起こすものであり、執行委員会です承が得られるか不明であるとして、困難との見通しが示された。

本代表団は I P U に対して、北朝鮮の核・ミサイル問題について今次会議において何ら見解が示されない場合、I P U として北朝鮮の行動を容認することになるとの懸念を伝え、更なる検討を求めた。

(二) メキシコ代表団からの核問題に関する対話セッションへの参加の提案

I P U からメキシコ代表団のロハス議員に対しても、北朝鮮の核・ミサイル問題に関する I P U 議長声明の発出が困難である旨伝えられた。これを受け、同議員から本代表団に対して、16日午後開催される核兵器禁止に関する国連プロセスに関する対話セッションへの出席の提案があった。I P U によれば、ロハス議員が委員長を務める I P U の平和及び安全保障に関する委員会が国連に関する委員会等と共催するこの対話セッションに本代表団が出席して北朝鮮の核・ミサイル問題について発言すれば、その内容を委員長として 18 日の最終本会議で報告できるとのことであった。

ロハス議員の提案は、北朝鮮の核・ミサイル問題についての我が国の主張を確実に I P U の記録にとどめることができる点で一考に値するものであった。しかし、16日午後には、その日議員は本会議一般討議における演説が予定されていたこともあり、ロハス議員の提案を多としつつ、やはり I P U 議長声明の発出を強く求める旨を同議員及び I P U に伝え、対話セッションへの出席及び発言は見送ることとした。

(4) 会議 3 日目 (10 月 16 日)

(イ) I P U 議長声明発出に関する働きかけ

16日早朝、I P Uから本代表団に対して、北朝鮮の核・ミサイル問題について単独のI P U議長声明を発出することはできないが、現在準備中のI P U議長声明案に北朝鮮の核・ミサイル問題に関する文言の追加を希望するのであれば検討し得るので正式に要請願いたい旨連絡があった。これを受けてそのだ議員は、I P Uに対して正式に要請を行った。

(ロ) 北朝鮮の核・ミサイル問題等についての本会議一般討議における演説

16日午後の本会議で行われた「宗教間及び民族間対話を通じた文化的多元主義及び平和の促進」に関する一般討議において、そのだ議員は北朝鮮の核・ミサイル問題及び日本人拉致問題について演説した。

そのだ議員が演説する直前、別室で行われていた南北朝鮮の直接対話の実現を企図するヴァレンチナ・マトヴィエンコ・ロシア連邦院議長との会談を終えたばかりの北朝鮮代表団が本会議場に入場した。多くの報道関係者が北朝鮮代表団の動向を取材しており、同代表団と共に報道関係者も入場してそのまま取材を続けたため、そのだ議員の演説にも注目が集まった。

そのだ議員は、まず、前日の本会議において緊急追加議題として採用されたロヒンギヤ問題は、I P Uがその意見を表明するにふさわしい重要な問題であると述べた上で、日本・メキシコ両代表団が提出した北朝鮮の核・ミサイル問題に関する緊急追加議題案は採用されなかったものの、多くの賛成票を得たことは、北朝鮮の一連の行動に対しても我々議会人の一致した強いメッセージが必要であることを強く印象付けるものであったと述べた。

次に、紛争を予防・解決し、相互の信頼を醸成して、国際社会の平和と安定を構築する上で対話は極めて重要であるが、北東アジア地域の一部において対話の環境が整っていないことを指摘し、北朝鮮の核・ミサイル問題という現実の脅威を改めて強調した。続いて、我が国及び国際社会が核・ミサイル開発の放棄を強く求めてきたにもかかわらず、北朝鮮は9月3日に6回目となる核実験を強行し、その核爆発の規模は、我が国広島に投下された原爆の10倍以上と推定されることを説明した。加えて、北朝鮮が本年だけでも10回以上にわたる弾道ミサイル発射実験を行っ

ていること、8月29日、9月15日に発射された弾道ミサイルが我が国上空を通過して太平洋に着水したこと、北朝鮮が開発している弾道ミサイルの最大推定射程は、北米大陸及び欧州全域に到達可能な1万キロメートルとも言われていることを説明した。その上で、一連の北朝鮮の行動は地域及び国際社会全体の平和と安定を著しく損なうものであり、唯一の被爆国として決して容認できるものではないことを強調しつつ、国際社会は北朝鮮に対して長年にわたり対話の努力を辛抱強く続けてきたが、北朝鮮にとっての「対話」とは、我々を欺き、核・ミサイル開発の時間を稼ぐための手段に過ぎなかったと述べ、現在の脅威をもたらしたのは「対話の不足」では断じてないと強く主張した。

加えて、拉致問題が我が国の主権及び国民の生命・安全に関わる重大な問題であるとともに、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的な問題であると述べた上で、拉致問題に関しても誠実な対応をとっていない北朝鮮を強く非難し、いまだ多くの日本人が北朝鮮に拉致されたままであること、拉致された日本人の中には、当時13歳であった少女、横田めぐみさんも含まれていることを説明した上で、我が国は拉致問題の解決に向け、北朝鮮に具体的行動をとるよう強く要求していく旨述べて、各国の支援を要請した。

最後に、北朝鮮をめぐる問題で今必要なのは、国際社会の連帯と「行動」であると指摘し、国際社会の取組を無視する北朝鮮の挑発行動を断固として非難するとともに、一連の安保理決議の厳格かつ全面的な履行を確保するため、国民を代表する各国の議会人による自国の政府に対しての働きかけを要請するとともに、対話は双方が冷静な環境の下で行われてこそ意味を持つのであって、核兵器やミサイルは対話の妨げでしかないと述べた上で、北朝鮮が一刻も早く核・ミサイル開発計画を放棄するとともに、拉致被害者を解放し、国際法秩序に立ち戻ることを強く求めた。

そのだ議員の演説を聴いた会議参加者の中には立ち上がって拍手する者もあった。一方、北朝鮮代表団団長である安東春最高人民会議副議長は、そのだ議員の演説を聴いて、自らの演説原稿をその場で修正し、本会議で演説した。同副議長は、日本や米国は北朝鮮の核実験を非難しているが北朝鮮に核開発をするよう仕向けたのは米国であると

述べるとともに、北朝鮮の核開発は自衛のためのものであり、日本はそれを非難すべきでないと主張した。

(5) 会議4日目(10月17日)

(イ) 執行委員会における北朝鮮の核・ミサイル問題に関するIPU議長声明発出の要請

そのだ議員は17日午前の執行委員会に、鈴木俊一前衆議院議員(当時)の代理として出席した。

執行委員会で配付されたIPU議長声明案には、本代表団の主張に基づき、あらゆる核実験を最も強い表現で非難する旨の文言が含まれていた。これは本代表団が提出した緊急追加議題案の文言を基礎としていたが、北朝鮮を名指ししてはいなかった。そのだ議員はIPU議長声明案の内容に賛同を示しつつ、北朝鮮を明示するよう修正を求めた。これに対して他の執行委員からは、そのだ議員の意見には完全に同意するものの、世界には多数の核兵器が存在しており一部の地域のみについて言及するのは適当ではない、北朝鮮を明示せずとも文言を読めばいずれを指しているかは自明である、国連安保理決議違反であることを記載すべき等の意見が出され、北朝鮮を明示することについての賛同は得られなかった。

(6) 会議最終日(10月18日)

(イ) 北朝鮮の核実験に言及したIPU議長声明の発出

18日午後の評議員会で「今日の世界における民主主義の状況に関するIPU議長声明」が配付され、サベル・チョードリーIPU議長が読み上げ、承認された。

同声明は、パナマ文書の調査報道に参加したマルタの女性記者の爆殺事件を最も強い言葉で非難し、カンボジアの国会議員の人権状況、ベネズエラの議会の不正な状況等への懸念を表明するとともに、本年9月に20周年を迎えた世界民主主義宣言に明記されている基本的価値と原則を守るため、議会人が立ち上がることを求めている。

加えて同声明は、IPUの核兵器のない世界への強いコミットメントを改めて明らかにし、IPUが平和的手段と政治的対話を通じて相違を解決するという基本原則に基づいて設立され、常に核不拡散と核軍縮を提唱してきたが、核実験を禁止する国連安保理決議を尊重しない国が世界に残っていることを指摘し、北朝鮮を明示しないもののそ

の核実験を非難している。さらに同声明は、時間と空間に制約されず事故であれ、誤算であれ、又は意図したものであれ、核による人道的なものを含む甚大な影響を考慮すれば、世界の議会コミュニティは核兵器のない世界の実現に向けてしっかりと立ち上がり、協力しなければならないとしている（議長声明の全文は別添1参照）。

2. 今次会議の概要

(1) 開会式

開会式は14日、ウラジーミル・ウラジーミロヴィチ・プーチン・ロシア連邦大統領臨席の下エキスポ・フォーラムにおいて開催された。プーチン大統領による開会演説と今次IPU会議の開会宣言に続き、チョードリーIPU議長（バングラデシュ国会議員）、マトヴィエンコ・ロシア連邦院議長、ヴァチェスラフ・ヴォロジン・ロシア国家院議長が挨拶をし、同国出身のユーリ・フェドートフ国連ウィーン事務所長がアントニオ・グテーレス国連事務総長の祝辞を代読した。

(2) 本会議

本会議は15日から18日にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

(イ) 第137回IPU会議の議長の選挙

15日、今次会議の議長にマトヴィエンコ・ロシア連邦院議長が選出された。

(ロ) 緊急追加議題

15日、8か国の代表団から共同提出されたロヒンギャ問題に関する緊急追加議題案が今次会議の緊急追加議題として採用された（1. — (3) — (ロ) 参照）。

16日、採用された緊急追加議題に関する討議が行われた。

同日、オーストラリア、バングラデシュ、ベナン、カナダ、イラン、メキシコ、モロッコ、スロベニア、スーダン、ベネズエラの10か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

17日の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「国際平和及び安全保障への脅威としてのロヒンギャに関する深刻な人道の危機、迫害及び激しい攻撃を終結

させ、無条件かつ安全にミャンマーの故郷への帰還を確保する」が上程され、同決議案はコンセンサスにより採択された（決議の全文は別添 2 参照）。なお、中国は決議の一部に留保を表明し、ミャンマーは決議全体について反対を表明した。

（ハ）「宗教間及び民族間対話を通じた文化的多元主義及び平和の促進」に関する一般討議

一般討議は、15日から17日にわたり行われ、そのだ議員を含め120名以上の各国議員等が演説した。

そのだ議員は、16日の同討議において、演説した（1. 一（4）一（ロ）参照）。

18日の最終本会議において、同討議の成果を取りまとめた成果文書「サンクトペテルブルク宣言」が承認された（成果文書の全文は別添 3 参照）。

（ニ）「我々の多様性を共有する：世界民主主義宣言 20周年記念」に関する決議の採択

18日の最終本会議において、民主主義及び人権に関する委員会によって起草された決議案が上程され、採択された（決議の全文は別添 4 参照）。

（ホ）各常設委員会（平和及び安全保障に関する委員会、持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会及び国連に関する委員会）の報告

各常設委員会から今次 I P U 会議期間中の活動の報告が行われ、18日の最終本会議で承認された。

（ヘ）第 139 回 I P U 会議における民主主義及び人権に関する委員会の議題の採択及び報告委員の指名

18日の最終本会議において、民主主義及び人権に関する委員会により上程された第 139 回 I P U 会議の議題「安全で秩序立った正規の移住に関する国連グローバル・コンパクトの採択を考慮した、移住及び移住に関するガバナンスにおける議会間協力の強化」及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

（3）第 201 回評議員会

第 201 回評議員会は、15日及び18日に開催された。審

議の主な内容は以下のとおりである。

(イ) I P U 加盟資格

トルクメニスタン、ウズベキスタン、バヌアツ、マーシャル諸島及びセントルシアの新規加盟が承認され、I P U 加盟国・地域数は 178 となった。

(ロ) 2018 年度 I P U 予算案

対前年度比約 0.35% 減となる総額約 1587 万スイスフランの予算案が承認された。固定費用の増加から、加盟国の分担金総額は約 2% 増となり、日本の分担金額は、前年度比約 2 万スイスフラン増の約 101 万スイスフラン（分担率 9.68%）となった。

(ハ) I P U 議長選挙

任期満了を迎えるチョードリー I P U 議長の後任として、メキシコからガブリエラ・クエバス・バロン上院議員及びウルグアイからイヴォンヌ・パッサーダ上院議員の 2 名が立候補を表明し、それぞれ演説した。その後、各国評議員が投票を行った結果、総投票数 361 票（白紙無効 4 票）のうち、クエバス議員が 287 票、パッサーダ議員が 70 票を獲得し、クエバス議員が当選した。

(ニ) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第 138 回 I P U 会議（2018 年 3 月 24 日～28 日、スイス、ジュネーブ）
- ・第 139 回 I P U 会議（2018 年 10 月 13 日～17 日、スイス、ジュネーブ）
- ・全ての I P U 会議参加者への無条件の査証発給確保を条件として、第 140 回 I P U 会議（2019 年 4 月 6 日～10 日、アルゼンチン、ブエノスアイレス）

(ホ) I P U 議長声明

18 日午後の評議員会で「今日の世界における民主主義の状況に関する I P U 議長声明」が承認された（1. — (6) — (イ) 参照）。

3. その他の活動

本代表団は、前述のメキシコ代表団との協議（1.一（2）一（ロ）参照）のほか、韓国代表団及びイラン代表団と懇談の機会を持ち、北朝鮮の核・ミサイル問題等に関して意見交換を行い、今後も緊密に協力していくことを確認する等活発な議員外交を行うとともに、相互理解及び友好親善の促進に努めた。

4. 終わりに

今回の派遣においては、派遣直前に衆議院が解散され、会議期間が衆議院議員総選挙の期間と重複していたが、IPUの活動の重要性に鑑み、本院単独で参加した。

北朝鮮による核実験・ミサイル問題に関し、日本政府が国際社会との連携強化を図る中、本代表団としてもメキシコ代表団と連携し、緊急追加議題案を提出したことは、国際社会の努力を無視する北朝鮮の暴挙に対する明確な態度を示すとともに、世界各国から集う議会人に同問題の深刻さを訴える上で有益であったと考える。

ロヒンギャに関する問題が今次会議の緊急追加議題として採択された一方、会議の裏では主催国のマトヴィエンコ・ロシア連邦院議長自らが、朝鮮半島の非核化及び緊張緩和等に向けて南北朝鮮の直接対話を提案する等、北朝鮮情勢が大きな注目を集めていた。マトヴィエンコ議長は、北朝鮮代表団及び韓国代表団とそれぞれ会談を行ったが、北朝鮮代表団が同提案を拒否したことにより、対話は実現に至らなかった。他方、そのだ議員は、会議期間中一貫して北朝鮮の核兵器が対話の妨げになっている旨主張し、北朝鮮の核・ミサイル問題及び拉致問題の深刻さを各国議員に強く訴えた。最終的にIPU議長声明の中に北朝鮮の核実験を念頭においた文言を挿入することができたことは今回の派遣の最大の成果と考える。

最後に、本代表団のために種々の便宜を図っていただいた在サンクトペテルブルク日本国総領事館及びその他の関係者に対し、心から御礼申し上げ、本報告を終える。

今日の世界における民主主義の状況に関する I P U 議長声明¹
(2017 年 10 月 18 日 (水)、第 201 回 I P U 評議員会にて承認)

我々は、世界の憂慮すべき動向、すなわち、制度としての議会が攻撃され、議員が脅威にさらされるようになってきている状況を目の当たりにしている。I P U 議長として私は、こうした出来事を民主主義そのものに対する攻撃と捉え、反対の声を上げてきた。

この状況の大半について、危機の要因又は兆候は似通っている。すなわち、攻撃の下に表現の自由は侵害され、議員、報道機関、市民社会が不正行為に対して反対の声を上げることが困難になり、政府の他の部門である行政及び司法府によって議会の権力が弱体化され、国政選挙委員会は適切に機能せず、政府が権力にとどまるための道具と見なされ、そして、汚職の横行が、法の下での平等及び説明責任の果たされうる健全な財政という、基本的な概念を害している。

こうした点から、パナマ文書の調査を率いたマルタ出身の著名な調査報道記者、ダフネ・カルアナガリチア氏の殺害を最も強い言葉で非難する。我々は調査報道及び真実をもたらすために命をかける世界中の勇敢な男女の記者たちを守るために声を上げなければならない。我々は、腐敗を糾弾するために命を落とした、カルアナガリチア氏の御家族に対し弔意と連帯の意を表明する。

危機を解決するために対話が最も必要とされるなか、その議会における政治的見解の一部しか代表していない加盟国代表団が I P U 会議に参加しているのが見受けられる。議員は脅迫、報復、その他の形態の脅しの標的にされ、多くの国で政治的自由が縮小している。私はケム・ソカ氏及び全ての政治犯の釈放、亡命中の全てのカンボジア議員の安全な帰国、市民社会及び独立メディアに対する攻撃の停止を要請する。I P U 国会議員の人権委員会の報告書はこの懸念すべき動向を反映したもので

¹ 議長声明は、18日の評議員会の際にチョードリー I P U 議長が読み上げ、承認された。

ある。

2018年に行われる総選挙に向け、野党の口を封じ、野党が有意義な役割を担うことを阻害するために刑事手続を利用したとされるカンボジアの政治情勢について深く憂慮する。モルディブにおいて、自由が抑圧され、与野党の対立により情勢不安の様相を呈し、議会の機能が阻害されている状況についても同様に憂慮の念を抱く。

ベネズエラ・ボリバル共和国においては、議会の権力が奪われ、国家の権力分立が損なわれている。議員は、単に職務を遂行しているというだけで受ける、当局による嫌がらせと脅迫を訴えている。与党と野党主導の議会の見解の相違から暴力が勃発し、経済は負のスパイラルに陥り、ベネズエラの人々に非常に大きな苦しみをもたらしている。我々は議会制度とベネズエラ議会のために明確に団結し、立ち上がる。イエメンの状況は、何千人もの罪なき人々の命を奪う、悲惨な人道危機となっている。対立派閥間の亀裂が、議会組織の分断、戦争で荒廃した国及びイエメンの人々の計り知れない苦痛をもたらした。しかし、我々は、両派閥の議員により表明された、人道支援のアクセスを促進するコミットメントに勇気づけられている。

I P Uは世界の議会コミュニティを団結させる。このコミュニティの一員として、我々は共通の価値及び原則によって結ばれている。これらの多くは我々が先月20周年を記念した世界民主主義宣言 (<http://archive.ipu.org/cnl-e/161-dem.htm>) に掲げられている。我々はこの宣言に明確に示された基本的価値及び原則を守るために立ち上がらなければならない。我々は、我々が説くものを実践しなければならず、それにより、民主主義の精神及び字義並びにその理想を守る。我々は引き続き、忍耐、政治対話及び平和的解決を率いる者でなければならない。我々は何よりも、人々の利益及び、平和と安全の下での尊厳と機会のある人生という彼らの願いに尽くすため選出されたことを決して忘れてはならない。

我々は議員外交という、多くの試練に耐えてきた、我々の意のままに活用できる手段を有している。我々は、冷戦中、欧州安全保障協力のヘルシンキ・プロセスに至るまで、そして後に地中海安全保障協力会議の創設を通じて、過去様々な機会にこ

の手段を活用してきた。現在我々は、この手段をイスラエル・パレスチナ紛争の状況に I P U の平和事業を促進しながら、適用している。我々の会議において進められている、ギリシャ系キプロス人とトルコ系キプロス人の政党間会談は、議員外交の建設的かつ予防的な性質及び平和的手段を通じて緊張状態を緩和又は回避する力のもう一つの具体例であると言える。

世界の各国議会及び議会人の皆様、私はあなた方に、言葉はもちろんのこと、特にその行動を通して高い信念を貫くことを要請する。あなた方が体現する制度及び同僚議員が、何らかの形で攻撃にさらされる度に声を上げて主張するよう訴える。I P U 国会議員の人権委員会は何十年にも渡ってこの主張を行っている。こうした時であるからこそ我々は共に立ち上がり、議会の団結を示さなくてはならない。さもなければ、歴史は我々に厳しい裁きを下すだろう。それ故に私は、民主主義を守るための I P U の活動に参加するようあなた方一人一人に切に求める。

最近のハリケーン及び自然災害の直撃を受けたカリブ諸島の人々に対し、我々の心からのお見舞いと連帯の意を表明したい。同様に議会の連帯を示すため、私は各国議会に対し、これらの小島しょ開発途上国の復興と再建に当たって支援を実施する、又は支援を提供させるよう訴える。

最後に、私は I P U の核兵器のない世界への強いコミットメントを改めて表明したい。I P U は平和的手段と政治的対話を通じて相違を解決するという基本原則に基づいて設立された。我々 I P U は常に核不拡散と核軍縮を提唱してきたが、それにも関わらず、世界にはまだ核実験を禁止する国連安保理決議を尊重しない国々が存在する。時間と空間に制約されず、事故であれ、誤算であれ又は意図したものであれ、核による人道的なものを含む甚大な影響を考慮すれば、世界の議会コミュニティは核兵器のない世界の実現に向けて、その立場を貫き、協力しなければならない。

**国際平和及び安全保障への脅威としてのロヒンギャに関する深刻な
人道の危機、迫害及び激しい攻撃を終結させ、無条件かつ安全に
ミャンマーの故郷への帰還を確保する**

(2017年10月17日 (火)、本会議にてコンセンサス²により採択)

第137回 I P U 会議は、

- (1) 第 117 回 I P U 会議 (ジュネーブ、2007 年 10 月 10 日) において全会一致により採択された決議「人権侵害の拡大の即時停止及びミャンマー国民の民主的権利の回復の緊急性」を想起し、また、第 133 回 I P U 会議 (ジュネーブ、2015 年 10 月 21 日) において全会一致により採択された決議「国際人道法及び国際条約の諸原則に従い、戦争、国内紛争及び社会的状況により難民となった人々に、必要な保護及び緊急支援を提供するに当たっての I P U、各国議会、議会人並びに国際的及び地域的組織の役割」を想起し、
- (2) ミャンマーにおける人権状況に関する国連総会決議 70/233、68/242、67/233 及び 66/230 を含む、国連総会の諸決議を再確認し、
- (3) 国連憲章 (1945 年)、世界人権宣言 (1948 年)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国連宣言 (1963 年)、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (1966 年) 及び第一議定書 (1966 年) を考慮し、
- (4) ミャンマーのラカイン州北部における少数民族ロヒンギャを認める国連総会決議 (64/238) 及びミャンマー政府に対して少数民族ロヒンギャに市民権及び平等な権利を与えるよう要請する国連総会決議 (69/248) を想起し、
- (5) ミャンマーのラカイン州内のロヒンギャ民族に降りか

² 中国代表団は決議の一部について留保を表明し、ミャンマー代表団は決議全体について拒否した。

かっている継続的な暴力、強制移住及び深刻な人権侵害を心より遺憾とし、

- (6) ミャンマーのラカイン州北部において民族又は宗教的グループの強制移住又は破壊を目的とした民族浄化が実行されていることに特に衝撃を受け、
- (7) ロヒンギヤのバングラデシュへの前例のない規模の脱出並びにバングラデシュ及び当該地域において人道面で生じる影響及び安全面で生じうる影響に懸念を表明し、
- (8) 民族浄化に関する国連事務総長のコメント及び懸念に留意し、
- (9) 臨時の避難所を提供することによって強制的に追いやられたロヒンギヤの人々を支援するバングラデシュ政府の努力を歓迎するとともに、国連機関、その他の国々及び国際的パートナーにより提供される支援に感謝し、
- (10) ロヒンギヤのミャンマーへの帰還を妨害するため、国際規範に反して国境沿いに対人地雷を設置していることに深く憂慮し、
- (11) コフィ・アナン元国連事務総長が主導したラカイン州に関する諮問委員会の最終報告書及び勧告を歓迎し、
- (12) ミャンマー治安部隊及びラカイン州の過激派民族組織である自警団によって実行された残虐行為の犠牲者に深い悲しみを表明し、また、ロヒンギヤへの心からの同情を表明し、
 - 1. 多くの無辜の命を失ったことを含む、ミャンマーのラカイン州におけるあらゆる重大な人権侵害、また、とりわけ忌まわしき民族浄化の実施を強く非難するとともに、また、ミャンマー政府に対し、即効性のある形でこれらの侵害を中止し、人種又は宗教の区別なく、あらゆる人々の人権及び基本的自由を完全に尊重するよう要請する。

2. ラカイン州の治安部隊が行っているとの申立てがなされている人権侵害について、調査を実施する責任を負った独立の多国籍チームを派遣するとの国連人権理事会の決定を支持する。
3. 国際法の深刻かつ明白な違反となる、治安部隊及びそれに加担する過激な一般市民によって実行された少数民族ロヒンギャに対する最近の残虐行為に関し、重大な懸念を表明する。
4. ミャンマー当局に対し、あらゆる暴力を終結させ、人権、国際法及び国際規約の違反となるあらゆる行為に立ち向かうための緊急かつ即時の行動をとるよう要請する。
5. また、国連安全保障理事会、国連人権理事会並びに全ての関連する国際的及び地域的組織に対し、遅滞なく緊急に介入し、少数民族ロヒンギャに影響を及ぼす人的悲劇を停止させ、国際的な安全保障及び平和に対する脅威となる当該危機に取り組むよう要請する。
6. 約 100 万人の疲弊したロヒンギャに対し、とりわけ避難所、食料、衛生、水及び医療を提供するバングラデシュ政府の努力に感謝する。
7. また、インドネシア政府が、民主的価値を尊重し、少数民族の保護を確実に行うことによって、ミャンマーにおける軍の改革及び民主化のプロセスを支援していることに感謝する。
8. さらに、強制移住させられたロヒンギャに対し、国連機関及びその他の国際機関並びにその他の国々によって表明された団結と、それらが提供した支援及び援助に感謝する。
9. 全ての I P U 加盟議会に対し、ロヒンギャの基本的権利を確保し、ロヒンギャへの人道支援を実施し、母国であるミャンマーにロヒンギャの人々を持続的に帰還させることを目指したバングラデシュ及び国際社会の活動

を支持する取組に参加するよう要請するとともに、また、ラカイン州における安定と安全の回復に貢献するよう要請する。

10. ミャンマー議会が暴力を停止し、ラカイン州のロヒンギヤに影響を与える悲劇的状況を終結させるためのいかなる措置もいまだ講じていないことを遺憾とする。
11. ロヒンギヤの人々の無国籍化や権利剥奪、土地からの継続的な追放につながった1982年の市民権法に基づく彼らの市民権の否定を含むこの危機の根本原因をミャンマー政府が根絶しなければならないことを特に強調する。
12. ミャンマー当局に対し、移動の自由、労働市場、教育、健康及び社会福祉に対する権利を含む、市民権その他の権利をロヒンギヤの人々に与えるよう強く要請する。
13. ミャンマー政府に対し、以下を要請する。
 - (a) ラカイン州における暴力及び民族浄化の実施を即時、無条件かつ永久に停止すること。
 - (b) 強制的に移住させられバングラデシュに避難している全てのロヒンギヤの人々が、ミャンマー国内の故郷に可能な限り短期間のうちに持続的に帰還するよう確保すること。
 - (c) コフィ・アナン元国連事務総長の委員会報告書における勧告を即時かつ無条件に全て実行すること。
14. 国際社会、特に国連に対し、ミャンマーで進行中の危機に対処するための更なる取組を真剣に検討するよう要請するとともに、ミャンマー政府に対し、ラカイン州において申立てのある全ての残虐行為及び重大な人権侵害について、国連が完全かつ独立した調査を実施できるよう、ミャンマーへの調査派遣団のアクセスを至急許可するよう要請する。
15. 宗教及び民族にかかわらず全ての市民を保護するため、ミャンマー国内に国連が監視する暫定的な安全地帯を必要に応じ創設するよう強く勧告する。

16. 平和構築計画の策定を通じた、ラカイン州における人権状況についての持続可能な解決策を要請する。
17. また、受入国におけるロヒンギャ難民のための包摂的な統合計画を要請する。
18. ラカイン州北部におけるメディアの自由及び人道的アクセスを勧告する。
19. ミャンマー政府に対し、ミャンマーにおける反ロヒンギャのヘイト運動に対する措置をとること及び市民による自警主義及び過激主義を制止することを強く要請する。
20. 全ての議会に対し、国際的な平和及び安全の深刻な脅威となるミャンマーのラカイン州における悲劇的状况を終結させるため、あらゆるレベルでミャンマーへの外交的圧力を強化させるよう自国政府に促すことを要請する。
21. I P U に対し、I P U の国際人道法遵守促進委員会を通じて、ロヒンギャの人々の状況に対処し、当該危機に対する平和的かつ持続可能な解決策を提供するため、世界的な議会コミュニティによる適切かつ実際的な方策を模索することを要請するとともに、特に、I P U が第138回 I P U 会議において本決議の実施に関する報告を行えるようにするため、本件について I P U 加盟議会が講じた全ての措置を I P U に通知するよう全ての I P U 加盟議会に奨励することを要請する。
22. I P U 事務総長に対し、I P U 加盟議会、国連事務総長並びに関連する国際的及び地域的組織に対し、本決議を送付するよう要請する。
23. ミャンマーにおける更なる展開に引き続き注視していくことを決議する。

「宗教間及び民族間対話を通じた文化的多元主義及び平和の促進」に
関するサンクトペテルブルク宣言

(2017年10月18日(水)、本会議にて承認)

我々、158か国の国会議員は、第137回IPU会議に際しサンクトペテルブルクに集い、宗教間及び民族間対話が平和及び文化的多元主義にとり不可欠なものであることを認識する。

2012年10月、IPUは、ケベックシティ宣言「グローバル化した世界における市民権、アイデンティティ及び言語・文化の多様性」を採択した。それにより、我々は、社会内及び社会間における信頼構築の手段として、また、発展、繁栄及び高い生活水準のための必須条件として、多様性の尊重と社会的包摂性及び社会連帯の尊重とのバランスを取ることの重要性を認識した。

我々は、全ての個人が、世界人権宣言その他の国際人権法及び国際人道法に関する条約及び規準で認められた平等かつ不可分の権利を完全に享受することが許されなければならない、かつ、全ての個人が、文化、人種、肌の色、言語、民族、宗教、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向又は政治的な帰属を含むいかなる理由によっても差別を受けるべきではないという事実を強調した。ケベックシティ宣言で謳われた原理は、5年後の現在、依然有効で意義あるものである。

過去数十年が示してきたように、文化的及び宗教的多様性それ自体は、平和及び世界的な差異の受容を保証するものではない。国家当局その他の主要な利害関係者は、包摂的な社会を構築するため、並びに、特定集団間における不安定感を生じさせ、ナショナリズム、過激主義及びテロリズムの拡散を促しうる対立的言説の流布と対抗するため、協働しなければならない。

人々の代表として、我々は、模範を示すことによりのみならず、国家及び地域レベルで人々と直接対話することにより主導すべきである。透明性、説明責任並びに法の支配及び国際人権法の尊重が、文化的な利害関係者及び宗教指導者と我々との

関係における指針となるべきである。我々は、不寛容、不信及び暴力に効果的に対処するため、持続的かつ平和的な多様性の世界的モデルを追求する義務を有している。

議会人として、我々は、以下によって、宗教間及び民族間対話を通じた文化的多元主義及び平和に向けた行動にコミットする。

規範的プロセス及び法的枠組みの強化：

- 中核的な国際人権規範並びに国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の「文化的多様性に関する世界宣言」及び国連の「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言」に、国内法を完全に準拠させる。
- 国家、文化、言語、宗教又は民族による集団のアイデンティティ及びコミュニティにおいて他者と共存する権利を保護しかつ促進するための立法措置を講じる。
- 民族的、文化的及び宗教的対立に対処し、多文化社会の構成員間における信頼関係を醸成するため、国家及び世界レベルにおける仲介プロセス並びに宗教間及び民族間対話を強化する。

議会をさらに代表性のある効果的な組織とすること：

- 国内の少数者が少なくとも議会に一議席を有し、立法府に参加することができることを保証するための積極的是正措置や規定の採用を通じたものを含め、ジェンダー、年齢、言語、宗教及び民族の観点から、議員がより社会を代表するための政策を導入する。
- 政府に対し、議案及び予算案を議会に提出する際に、誰一人取り残さないとする持続可能な開発のための2030アジェンダの目標に従い、宗教的及び民族的少数者に関する影響評価をあわせて提出するよう要請する。
- 議会の活動を通じて社会的対立をより良く理解及び解決するため、例えば、文化的多元主義及び宗教的多様性に関する議会内の委員会及び議会間組織の創設を通じ、議会における議論及び討議の十分な機会を創出する。
- 暴力的過激主義を防止するために講じられる措置が、国際人権法に完全に遵守したものとなるようにし、固定観念や誤解に基づかないものとするようにする。

- 宗教的多様性及び文化的多元主義に関する地方、地域及び国家の行動について主要な利害関係者が議論することのできる場として、対話のための安全な場所の創出、並びにジェンダー、年齢、文化及び宗教といった観点における包摂的なプラットフォームの創設を支援する。
- 宗教的及び民族的少数者を代表する国会議員が、国際的なフォーラム及び議論の場、特に I P U 会議及びイベントに参加する国の代表団に加わるよう保証する。

文化及び宗教に関連する人権侵害を防止すること：

- 国際的規範及びプロトコールに従い、ヘイト・クライムを特定し調査する法執行官の能力を強化するため、それらの方に対する文化的及び宗教的問題に関する啓発活動を実施する十分な資源を割り当てる。
- 地方及び地域レベルにおいて平和的かつ信頼感ある環境を創出するため、アウトリーチの活動を行う者及び調停者の能力を育成する。
- 宗教的及び民族的少数者が、議員の活動を理解してフォローすることができ、議員に自らの活動に対する説明責任を負わせることができるよう、立法過程を透明化するとともに、議会の記録を利用可能及び入手可能なものとする。
- 市民権を持たない者、移民及び新たに到着した少数者を含む、国家の領土内における全ての宗教的及び民族的少数者のための保護措置を立案する。

多文化及び包摂的社会のための社会的対話を構築すること：

- ヘイト及び不寛容を助長するプロジェクト及び組織に対する資金提供を防止するため、公開の言説及びオンライン上のヘイト・スピーチに公然と対抗するため、並びに、特に地方及び地域レベルにおいて、混在した居住地域、合同で行われる行事、多文化的なメディアを通じたものを含む、ジェンダー、文化及び宗教の観点での更なるバランスを図るプロジェクトを支援するため、効果的な予算監視を行うこと
- 文化的及び宗教的問題に関して科学者と連携し、原理主義との闘いといった社会的課題を評価するために地方の宗教的指導者と協力して活動し、宗教的及び文化的解釈が、特に、女性、若者及び民族的及び宗教的少数者といった、全ての人々の人権を尊重するものとなるようにする。

- ジェンダー、年齢、言語、民族、宗教その他の少数者に細分類されたデータの収集及び分析のためのプロセスを実施することによるものを含め、民族的及び宗教的少数者に対する構造的又は制度的差別を根絶するための具体的な行動をとる。

市民教育に重点を置き、対人スキルを改善すること

- 教育のあらゆる段階において、宗教的多元主義及び文化的多様性の重要性を含む、対人スキル及び人権教育の指導を促進する。
- ベストプラクティス及び多様性に関する成功事例を共有するとともに、公共政策の実施を独自に監視するため、学術関係者及び専門家によって構成される多様性に関する国内ネットワークを構築する。
- グローバル化のプロセス及びその影響についてより良く説明を行うため、科学の役割を高め、全体的アプローチ及び比較的手法を促進するとともに、宗教的多元主義及び文化的多様性に関して実施されている地方自治体の職員及び警察官を含む公務員向けの研修を支援する。

国際協力を促進すること：

- 宗教間及び民族間対話並びに差別的隔離及び社会の分断に対抗するためのプロジェクトを促進する国際的プログラムを支援する。
- 宗教間及び民族間の対立に取り組むため議員外交を促進する。
- コミュニティ間における架け橋の構築及びより良い理解を目指した宗教間イニシアティブを促進する。
- 国連との共催で、各国首脳、各国議会議長及び世界の宗教指導者が参加する、宗教間及び民族間対話に関する世界会議の開催を検討する。

我々は、変化をもたらす手段を有していることを十分認識する。したがって我々は、上記で列挙された勧告の実行を誓約するとともに、I P Uに対し、本宣言の実施状況を監視するよう要請する。

我々の多様性を共有する：世界民主主義宣言 20 周年記念
(2017 年 10 月 18 日 (水)、本会議にて全会一致をもって採択)

第 137 回 I P U 会議は、

- (1) I P U の世界民主主義宣言 (1997 年) の重要性を確認するとともに、世界各国の議会による同宣言の広範な活用に留意し、
- (2) いかなる国家においても、政府権力が真に自由かつ公正な選挙において表明された人々の意思にのみ由来し得ることを確認した、1994 年採択の自由で公正な選挙の基準に関する I P U 宣言を再確認し、
- (3) 民主主義、人権及び法の支配が、普遍的で相互依存し、互いに強化し合う理想を形成することを再度表明し、
- (4) 以下の国連文書—世界人権宣言 (1948 年)、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (1966 年)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (1966 年)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (1979 年)、障害者の権利に関する条約 (2006 年)、民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する人々の権利に関する国連宣言 (1992 年) 並びに人権に関するウィーン宣言及び行動計画 (1993 年) を考慮し、
- (5) 世界民主主義宣言に明記されている中核的要素、特に、あらゆるレベルにおける代表機関、とりわけ社会のあらゆる構成要素が代表され効果的な立法及び監視の権限を有する議会の存在、社会に関する事柄を行う上での男女間の平等なパートナーシップ、独立した司法機関、普遍的、平等かつ投票の秘密が保持された選挙権に基づき定期的に実施される自由で公正な選挙、結党の自由、電子的なコミュニケーション手段を通じたものを含む表現及び集会の自由、活動的な市民社会、オープンで自由なメディア、障害者、少数者及び社会的弱者又は社会的

に取り残されたグループの権利の保護等、について再確認し、

- (6) 人権（2004年）、市民社会（2005年）、世界共通の民主主義及び選挙のスタンダード（2007年）、表現の自由及び知る権利（2009年）、民主政治プロセスへの若者の参加（2010年）、民主主義への市民参加（2013年）、デジタル時代における民主主義（2015年）、女性の政治参加（2016年）、テロが民主主義及び人権にもたらす脅威（2016年）に関する各決議及びI P Uジェンダーに配慮した議会のための行動計画（2012年）等、これまでのI P U決議に言及し、
- (7) 民主主義は、世界民主主義宣言に明言されているとおり、追求されるべき理想であると同時に、国際的に認められた原則、規範及び基準から逸脱することなく、経験及び文化的政治的特徴の多様性を反映した様式にしたがって適用すべき政治形態であることに留意し、
- (8) また、民主主義と持続可能な開発の密接な関係に留意し、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題するポスト2015年開発アジェンダに関する国連サミットの成果文書に掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の達成上、民主的ガバナンスの果たす重要性に対する関心を呼び起こし、
- (9) 民主主義において議会が担う中心的役割とともに、あらゆるレベルにおける代表的で、透明性があり、アクセス可能かつ説明責任の伴った効果的制度の必要性を確認し、
- (10) 民主主義プロセス及び政府のあらゆるレベルの活動において若者も含めた市民の積極的参加が進むことを切望し、政治的意思決定におけるジェンダー平等の達成に尽力し、
- (11) 政府の説明責任を確保するため、自由に運営される強固で多元的な市民社会と並んで中立的で信用でき確かな情報へのアクセスが極めて重要であることを強調する

とともに、思想の自由な流通が可能な民主主義では表現の自由が要となることを再度表明し、

(12) デジタルメディアがもたらした新たな民主的参加の機会、及びこれが提起する課題に留意し、個人の安全とデータの同一性保持権、プライバシーの権利や個人情報の開示及び利用に対する決定権等の基本的権利を保護、推進する必要性を強調し、

(13) また、平和、安全保障及び開発が民主主義の主たる実現手段であることに留意し、民主主義、人権、基本的自由の排除を意図した、平和及び安全保障に対する脅威となるあらゆる形態の暴力的過激主義及びテロに対して深い懸念を表明し、

(14) 国際関係における民主主義の原則の重要性、並びに、こうした原則を遵守する上で国際的及び地域的組織が果たす重要な役割を認識し、

(15) 9月15日を国際民主主義デーに指定する2007年国連総会決議62/7への支持を表明し、

1. 民主主義がいかなる国又は地域にも属さない普遍的価値であること、及び、政治体制としての民主主義が人間の潜在的可能性の実現、貧困の撲滅、オープンで平和な社会の発展、国家間の関係改善に貢献することを再確認する。

2. 民主主義社会の確立には、国際法及び法の支配の原則の尊重、人権、多様性の尊重と全ての市民の公平な包摂、ジェンダー平等、並びに、障害者、移住労働者及びその家族、民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者及び社会的弱者又は社会的に取り残されたグループの保護が必要であることを再度表明する。

3. 政府及び議会の多数派を批判し精査するとともに、政治的選択肢と政治的少数派の人々の利益を提示するという、民主主義の主要要素としての野党の役割及び重要性を再確認する。

- 4 . 各国議会及び全ての公的機関に対し、世界民主主義宣言に規定された原則及び価値を実現し遵守するために行動を起こし、継続して努力することを要請する。
- 5 . 政府の立法、行政、司法部門の権力分立が持つ重要性を再確認し、議会の独立性並びに憲法及び立法を通じた司法の独立性を確保する重要性について強調するとともに、各国議会に対し、抑制及び均衡の制度の一環として政策、政府及び行政支出に対する監視能力を強化するよう要請する。
- 6 . 各国議会に対し、民主主義プロセスへの市民の関与及び公的参加を拡大することを要請するとともに、各国議会に対し、市民社会及び一般市民の議会の審議への参加を促進する取組において、その方法を絶えず改善することを奨励する。
- 7 . 各国議会及び各国政府に対し、国、地域及び国際機関のあらゆるレベルの意思決定プロセスにおける男女平等の実現、政策、立法及びジェンダー対応的な予算配分におけるアフーマティブ・アクションの導入を含む生活のあらゆる領域での平等の保障、法と実践におけるジェンダー平等の規定、女性の参加と女性の視点を適切に取り入れたジェンダー対応的な民主主義プロセスの保障等の取組を加速するよう強く要請する。
- 8 . 各国議会及び政党に対し、選挙プロセス及び議会の活動における若者の積極的な関与と参加、並びに、議会におけるものを含む、国、地域及び国際機関のあらゆるレベルにおける若者の代表を増加させるための措置を講じるよう要請する。
- 9 . また、各国議会に対し、政治家、ジャーナリスト、人権擁護者その他一般の市民が、報復を恐れることなく懸念事項について公然と述べることができるように表現の自由を全面的に保障及び保護する法律の整備を確実にすること、あらゆるそのような報復行為を非難すること、

また危険にさらされている人の保護、及びかかる行為に責任のある人々の処罰に全力を尽くすことを要請する。

10. 各国議会及び各国政府に対し、選挙管理のための独立かつ公正なメカニズムの創設等を通じ、民主的目標の進歩的達成及び強化を確実なものとするための立法上及び制度上の手段をとるよう要請する。
11. 各国議会に対し、民意で選ばれた政府を憲法に基づかない手段により排除することを非難し、かつ拒絶するよう要請する。
12. 各国議会、各国政府及び政党、ジャーナリスト及び市民社会に対し、他者を貶め、憎しみを増長し、特定の集団への暴力を助長する、オンライン上のものを含むあらゆる形態の言論を非難し、公的な対話における多様性及び多元主義の尊重を促進し、特に女性及び女兒に対するヘイト・スピーチ、サイバー・ハラスメント、いじめ及び暴力を防止及び撲滅するため、技術を有する企業との協力関係を構築するとともに、全ての適切な立法措置を採用するよう要請する。
13. 全ての人々に対し、インターネット及び新たな技術への平等なアクセスを推進すること、並びに、民主主義、人権、包摂及び多様性の尊重、ジェンダー平等、信教の自由及び持続可能な開発に関する教育を含む、市民教育の学校カリキュラムへの導入を推進することを各国議会に求める緊急アピールに着手する。
14. 各国議会に対し、SDGs達成のために一層貢献すること、また、誰一人取り残さないという精神のもと、政府が開発目標の達成に向けた進捗に責任を持たせることを要請する。
15. 国家間関係及び国際機関における民主主義の原則の尊重を要請し、人類、特に人間環境への共通の懸念事項に対する国際的な取扱いにおいて、民主主義の原則が適用されなければならないとの信念を強調する。

16. I P U に対し、民主主義の強化及びグッド・ガバナンスの徹底に向けた議会の取組を引き続き支援するよう要請する。
17. また、民主主義に関連する I P U の全ての決議の規定、及び I P U ジェンダーに配慮した議会のための行動計画について、これを実施するための取組を更新するよう I P U 加盟議会に要請する。また I P U に対し、民主主義促進のための全体戦略の一環として進捗状況を監視し、定期的に報告を行うことを要請する。
18. 1889 年 6 月 30 日の I P U 創設を記念して 6 月 30 日を国際議会デーに指定すべく、その可能性を検証するよう国連に要請する。